

## 第四次環境基本計画（案）のポイント

### 環境基本計画とは、

環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。これまでに3回（平成6年、12年、18年）策定。昨年3月の環境大臣からの諮問を受け、現在、中央環境審議会において第四次環境基本計画（案）を審議中であり、同審議会からの答申を受けて閣議決定をする予定。

### 第四次環境基本計画のポイント

#### 1) 第四次環境基本計画と東日本大震災及び原子力発電所事故について

○東日本大震災及び原子力発電所事故によって、環境や社会経済が影響を受けるとともに、国民の価値観や意識にも変化が生じた。このことを踏まえ、

- ① エネルギー・温暖化対策の一体的な見直しが必要となっていること
- ② 膨大な災害廃棄物の発生と広域処理が必要となっていること
- ③ 最大の環境汚染とも言うべき放射性物質による環境汚染について、冒頭に記述（「はじめに」等関係）。

○環境行政の究極目標である 持続可能な社会とは、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけた。（第1部第1章第2節関係）

#### 2) 復旧・復興に係る施策と放射性物質による環境汚染対策について

○復旧・復興に係る施策と放射性物質による環境汚染対策については重点分野とは別個に、それぞれ「章」として取りあげ、以下について記述（具体的取組はP.6参照）。

##### 【復旧・復興関係】（第2部第2章関係）

特に被災地における① 自立・分散型エネルギーの導入等の推進、② 広域処理を含む災害廃棄物の処理、③ 失われた生物多様性の回復等の取組

##### 【放射性物質による環境汚染対策関係】（第2部第3章関係）

- ① 特措法、特措法に基づく基本方針、「中間貯蔵施設等の基本的な考え方」、「除染ロードマップ」に基づく放射性物質による汚染廃棄物の処理、除染等の取組の実施
- ② 放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握
- ③ 環境基本法等の改正を踏まえ、今後の放射性物質による環境汚染に対する対応の検討

### 3) 低炭素、循環型、自然共生社会とその基盤となる安全・安心な社会の実現に向けた取組

これまで環境基本計画に基づいて低炭素、循環型、自然共生社会の実現に取り組んできたところ。第四次環境基本計画においても、1) 及び2) で掲げた取組に加え、安全・安心を基本としながら、これら3つの社会の実現に取り組んでいくことが重要である。

3つの分野においては、エネルギー政策と温暖化対策の一体的な見直し、愛知目標を踏まえた生物多様性国家戦略の改定、循環型社会形成推進基本計画の改定が予定され、今後新たな具体的な目標や施策の検討を行っていくことになる。(具体的取組はP. 4, 5 参照)

### 4) 環境の各分野に共通する重点政策

第四次環境基本計画では、現下の環境政策を取り巻く状況を踏まえ、低炭素・循環型・自然共生、安全・安心な社会の実現に向けた取組に共通する施策として、以下の横断的な3分野を前半に記載。(具体的取組はP. 3 参照)

#### 1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

環境産業における投資や技術開発の促進などが、環境保全のためのみならず、日本経済を牽引する。また、世界的な環境、資源制約を克服し、国際的な持続可能な社会経済システムを確立していくことに貢献する。

#### 2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

環境問題は、世界経済の発展や資源エネルギーの問題と密接に関わっており、地球温暖化対策や生物多様性の保全などの国際交渉において各国間に複雑な利害関係があることから、政治・外交上の重要な課題となっている。このため、我が国の国益と地球環境保全の双方の観点から戦略的な国際協力、国際交渉を進めていく。

#### 3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

我が国の人口がすでに減少し始めている中、森林、農地、河川、都市等の国土の国民全体による維持・管理、地域資源の活用、環境教育、ネットワークづくりを通じて環境的に持続可能な地域づくりをする必要がある。特に、地域づくりと人づくりの成果が相乗的に発揮される地域社会を実現する。

#### (参考) 今後のスケジュール (予定)

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 4月18日 | 中央環境審議会より環境基本計画(案) 答申 |
| 4月27日 | 閣議決定                  |

## (参考) 各重点分野における記載事項

(第2部 第1章 第1節～第9節関係)

(事象横断的な重点分野)

### 1. 社会・経済のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- 個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。
- 技術革新、新たな価値の創出や社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進。2020年に環境関連新規市場 50 兆円超、新規雇用 140 万人創出を目指す。

**具体的な施策**：①商品・サービスに係る環境に関する情報提供の促進、②環境マネジメントシステムの普及、③環境ビジネスの振興・環境金融の拡大、④中長期のあるべき社会像を踏まえた統合的政策研究の推進、⑤分野横断的な研究開発の推進 等

### 2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

- 我が国の経験や技術を提供することによって、途上国において増大する環境負荷を低減するための支援を積極的に行っていく。
- 国益と地球益双方を確保するため、国際社会にとって公平で実効的な枠組み形成や国際協力に戦略的に取り組む。

**具体的な施策**：①「グリーン経済」を念頭においた国際協力、②アジア等の重点地域との協力、③国際的な枠組み作りにおける主導的役割、④民間資金や多国間資金の積極的活用、⑤地球規模での環境保全の推進 等

### 3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

- 国民全体が森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継いでいく考え方を共有し、これに取り組んでいく社会を構築する。
- 持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。
- 環境政策形成に資する環境情報の充実や環境影響評価制度の充実・強化に取り組む。

**具体的な施策**：①森林、農地等の適切な保全、②高い環境性能を備えた交通ネットワーク、住宅等の形成・維持、③環境教育の推進、④環境情報の収集・提供、⑤より上位の戦略的環境アセスメントの検討 等

## (事象面で分けた重点分野)

### 4. 地球温暖化に関する取組

- 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- 2013年以降2020年までの期間については、エネルギー政策と一体的に見直しを行っていく中で策定する新たな温暖化対策の計画に基づき、施策を進める。また、カンクン合意に基づき、先進国・途上国の排出削減に取り組む。
- 2013年以降の国際交渉について、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを早急に構築するために、国際的議論に積極的に貢献。

**具体的な施策**：①科学的知見の充実、②エネルギー起源CO<sub>2</sub>及びその他温室効果ガスの排出削減対策、③森林等の吸収源対策・バイオマス資源等の活用、④国際的な地球温暖化対策への貢献、⑤適応策の推進 等

### 5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

- 愛知目標の達成に向け、平成24年度に生物多様性国家戦略を改定し、今後の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国としての方向性を明らかにし、これに基づく取組を進める。
- 農林水産業の復興により、失われた生物多様性の回復・維持を図り、本来生態系が有する回復能力（レジリエンス）の強化を通じて国土の自然の質を向上させる。
- 生態系や生息・生育地のつながりに加え、人や文化などのつながりも一体的に捉え、広域的・横断的な取組を進める。

**具体的な施策**：①生物多様性の主流化に向けた取組の強化、②国土及び海洋における生物多様性の保全、③野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化、③生物多様性に配慮した持続的な農林水産業の推進、④生物資源の持続可能な利用の促進、⑤途上国支援及び国際的枠組みの構築等の推進 等

### 6. 物質循環の確保と循環型社会の構築

- 有用な資源の回収・有効活用により資源確保を強化する。また、環境産業の確立、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベーションの実現を目指す。
- 地域の経済・文化等の特性や人と人のつながりに着目した地域循環圏を形成する。
- 災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正な処理等、安全・安心の観点からの取組を強化する。

**具体的な施策**：①「質」にも着目した循環資源の利用促進・高度化、②2Rを重視したライフスタイルの変革、③地域循環圏の形成、④循環分野における環境産業の育成、⑤安全・安心の観点からの取組の強化 等

## 7. 水環境保全に関する取組

- 流域全体を視野に入れ、地域の特性や生物多様性の保全を念頭に、良好な水環境の保全に取り組む。
- 我が国の水環境保全に関する技術と経験を活かし、国際的な水問題の解決に貢献する。その際、我が国の水関連産業の国際競争力強化も進める。
- 東日本大震災を踏まえ、災害に強い地域づくりを進めるとともに、森・里・海の関連を取り戻し、自然共生社会の実現を図る。

**具体的な施策**：①貯留浸透・涵養能力の保全・向上など水循環の健全化に向けた取組、②良好な水質、適切な水量、多様な水生生物の確保を目指した施策、③閉鎖性水域の水環境保全、④海洋環境の保全、⑤技術的支援等を通じた国際協力の推進 等

## 8. 大気環境保全に関する取組

- 大都市地域における大気汚染や光化学オキシダント、PM2.5及びアスベスト等に対する取組の強化
- 騒音、ヒートアイランド現象等の生活環境問題に対する取組の推進
- 環境的に持続可能な都市・交通システムの実現

**具体的な施策**：①排出ガス、騒音などの自動車に起因する環境負荷の低減、②広域大気汚染対策、③潜在的な後住者に係る交通騒音問題の未然防止、④アスベスト対策、⑤ヒートアイランド対策 等

## 9. 包括的な化学物質対策の確立と推進

- 科学的な環境リスク評価の効率的な推進を図る。その結果に基づき、化学物質の製造から廃棄・処理までのライフサイクル全体のリスクを削減する。
- 安全・安心の一層の推進に向けて、リスクコミュニケーションを推進し、各主体の環境リスクに対する理解の増進とリスク低減に向けた取組の基盤を整備する。
- アジア地域における化学物質のリスク低減と協力体制の構築に向けた取組を含め、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。

**具体的な取組**：①科学的なリスク評価の推進、②ライフサイクル全体のリスクの削減、③予防的取組方法の考え方に立った未解明の問題への対応、④モニタリング・リスクコミュニケーション等による安全・安心の増進、⑤国際協力・国際協調の推進 等

# 東日本大震災及び放射性物質による環境汚染に関する重点的取組

## 1. 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項（第2章関係）

### ・地域づくり・コミュニティの再生

地域づくり・コミュニティの再生・構築を通じた被災地における安全安心な社会の構築

### ・迅速な復興と環境保全の両立

環境保全の確保と両立した環境影響評価における手続きの迅速化等

### ・持続可能な地域への再生

①復旧・復興に当たっての低炭素型社会（再エネ・省エネの推進等）、循環型社会（災害廃棄物処理等）、自然共生社会の構築（生物多様性の回復等）

②安全の確保に向けた取組（有害物質に関する環境保全と健康被害防止、アスベスト飛散・ばく露防止対策）

③環境研究・技術開発（災害廃棄物処理等）

## 2. 放射性物質による環境汚染からの回復等（第3章関係）

### ・事故由来放射性物質によって生じた汚染廃棄物の処理、除染等の措置等の推進

特措法<sup>(注1)</sup>、特措法に基づく基本方針、「中間貯蔵施設等の基本的な考え方<sup>(注2)</sup>」、「除染ロードマップ<sup>(注3)</sup>」に基づく取組の実施

### ・放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握

①健康管理調査等（福島県）の支援、放射線の人体への影響等に係る広報、調査研究

②野生動植物の調査、他の研究機関との情報交換等の実施

### ・放射性物質による環境汚染対策についての検討

環境基本法等の改正を踏まえ、今後の放射性物質による環境汚染に対する対応の検討について記述。

注1：平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

注2：「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的な考え方」（平成23年10月29日）

注3：「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）について」（平成24年1月26日）